

○建設工事有資格業者の認定における総合点数の算定要領

制 定 [平成9年4月1日水公達平成9年第6号]

最終改正 [平成31年3月29日水機達平成30年度第35号]

(目的)

第1条 建設工事有資格業者認定要領(水公達平成9年第5号。以下「認定要領」という。)

第4条第2項の審査項目及び審査基準に係る総合点数の算定に関する事項については、この達の定めるところによるものとする。

(客観的事項)

第2条 客観的事項に係る評価点は、次の各号によるものとする。

一 経営規模

イ 登録を希望する工事種別年間平均完成工事高に係る評価点は、登録を希望する工事種別年間平均完成工事高に対応する別表1の点数欄に掲げる点数(X_1)とする。

ロ 自己資本額及び平均利益額に係る評価点は、自己資本額及び平均利益額に応じて、それぞれ別表2($X_2 1$)及び別表3($X_2 2$)に掲げる点数を与え、これらの点数の合計点数を2で除した点数(X_2)とする。

二 経営状況に係る評価点は、別記1により算定した点数(Y)とする。ただし、経営状況の評価点が0に満たない場合は0点とみなす。

三 技術力に係る評価点は、技術職員の数に係る評価点及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高に係る評価点として、次に掲げる数値に応じて、それぞれ別表4($Z 1$)及び別表5($Z 2$)に掲げる点数を与え、算出された別表4の点数に5分の4を乗じたものと別表5の点数に5分の1を乗じたものを合計した点数(小数点以下切り捨て)とする。なお、機構が定める工事種別に複数の許可業種が対応している場合の技術力評点は、当該工事種別に対応する許可業種の評点で最も大きな点数とする。

イ 審査基準日における許可を受けた建設業の種類別の認定要領第4条第1項第1号ハ(1)から(5)までに掲げる者の数に、同号ハ(1)に掲げる者の数にあっては6を、同号ハ(2)に掲げる者の数にあっては5を、同号ハ(3)に掲げる者の数にあっては3を、同号ハ(4)に掲げる者の数にあっては2を、同号ハ(5)に掲げる者の数にあっては1をそれぞれ乗じて得た数値の合計数値であって、許可を受けた建設業の種類ごとに得たもの。

ロ 当期事業年度開始日の直前2年又は直前3年の各事業年度における元請完成工事高について算定した許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高であって、許可を受けた建設業に係る建設工事の種類ごとに得たもの。(認定要領第4条第1項第1号イ(1)において当期事業年度開始日の直前2年又は直前3年の各事業年度における完成工事高について選択した基準と同一の基準により得たものに限る。)

四 その他の項目に係る評価点は、次により算定した数値を合算した数値に9.5を乗じた点数(W)とする。

イ 労働福祉の状況に係る評価点は、別記2により算定した数値($W 1$)とする。

ロ 営業年数に係る評価点は、別表6により算定した数値($W 2$)とする。

ハ 民事再生法又は会社更生法の適用の有無に係る評価点は別表7により算定した数値($W 3$)とする。

ニ 防災協定締結の有無に係る評価点は、別表8により算定した数値($W 4$)とする。

ホ 法令遵守の状況に係る評価点は、別表9により算定した数値($W 5$)とする。

へ 建設業の経理の状況に係る評価点は、監査の受審状況及び建設業に従事する職員のうち公認会計士等資格の合格者数に応じ、それぞれ別表10($W 6 1$)及び別表11($W 6 2$)に掲げる数値を合計した点数とする。

ト 研究開発の状況に係る評価点は、別表12により算定した数値($W 7$)とする。

チ 建設機械の保有状況に係る評価点は、別表13により算定した値($W 8$)とする。

リ 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況に係る評価点は、別表14により算定した値($W 9$)とする。

- ヌ 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況に係る評価点は、別表15により算定した値(W10)及び別表16により算定した値(W11)を合計した値とする。
- 2 客観点数は、前項の規定により算定した評価点を次の計算式により算出した数値とする。
- $$\text{客観点数} = 0.25X1 + 0.15X2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15W$$

W

(主観的事項)

第3条 主観的事項に係る評価点は、次の各号によるものとする。

- 一 工事成績等に係る評価点は、競争参加資格審査申請を受け付ける年の前年の12月31日以前4年間に完成した工事(請負金額が500万円以上のものであって、独立行政法人水資源機構が発注した工事で希望工事種別に属する工事に限る。以下「対象工事」という。)ごとに、「請負工事成績評定要領(平成13年12月28日水公達平成13年第28号)」第5条の規定により評定した工事成績から65点を控除した点数(当該工事の成績評定を行っていないときは、0点とする。以下「成績評点」という。)に、当該工事の技術的難易度、工事の請負金額を100万円で除した数値の0.5べき乗、VE評価点数及び総合評価点数を乗じて点数を算出し、すべての対象工事に係る当該点数を合計して得られた点数(以下、「合計点数」という。)に0.15848を乗じて得た点数(少数点以下第1位を四捨五入した値)とする。これに加えて、VE提案を受け付けた工事及び総合評価落札方式の工事、入札に参加したが落札しなかった対象工事については、当該工事の技術的難易度、工事の請負金額を100万円で除した数値の0.5べき乗、VE評価点数及び総合評価点数を乗じた点数を算出し、すべての対象工事に係る当該点数を合計して得られた点数に0.5を乗じた点数を合計点数に加算する。技術的難易度は、請負工事成績評定要領第5条の工事技術的難易度評価表による技術的難易度評価に基づき1.0から2.0までの値を付与する。VE評価点数は、請負工事成績評定要領第5条のVE提案等評定表によるVE評定に基づき1.1から1.6までの値を付与し、VE提案を受け付けていない工事については1.0を値として付与する。総合評価点数は、総合評価落札方式の工事における技術点の得点率に基づき1.0から2.0までの値を付与し、簡易型及び特別簡易型の総合評価落札方式の工事並びに総合評価落札方式以外の工事に係る総合評価点数については1.0を値として付与する。

なお、成績評点が負の値になる場合は、負の値として合計点数を計算し、その際、技術的難易度を逆数にして乗じるものとする。

(総合点数)

第4条 総合点数は、客観点数及び主観点数を合算したものとする。

(共同企業体の取扱い)

第5条 共同企業体(共同企業体との工事請負契約に関する事務処理について(昭和46年12月13日付け46経契第541号経理部長通達)第1条第2号に規定する共同企業体をいう。)の評価点等の算定については、第1条から第4条までの規定及び次の各号によるものとする。

一 客観的事項

イ 経営規模に係る評価点は、共同企業体の各構成員(以下「各構成員」という。)が登録を希望する工事種類別年間平均完成工事高、自己資本額及び建設業に従事する職員数の和により算定する。

ロ 経営状況に係る評価点は、各構成員について算定した点数の平均値とする。

ハ 技術力に係る評価点は、各構成員が登録を希望する工事種類別技術職員数の和により算定する。

ニ その他の項目に係る評価点は、各構成員について算定した点数の平均値とする。

二 主観的事項

機構が発注し、完成した工事の工事成績及び請負実績に係る評価点は、共同企業体としての工事成績及び請負実績に基づくものとする。

- 2 共同企業体の等級区分の格付けを行うに当たっては、当該企業体の結合の強弱及び適否を判断し、客観的事項及び主観的事項の合計数値について、おおむね20%の範囲内で調整することができるものとする。

(協業組合・企業組合の取扱い)

第6条 協業組合(中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)による協業組合をいう。)と企業組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第18号)

による企業組合をいう。)の評価点等の算定については、第1条から第4条までの規定によるものとし、等級区分の格付けを行うに当たっては、当該組合の結合の強弱及び適否を判断し、客観的事項及び主観的事項の合計数値について、おおむね15%の範囲内で調整することができるものとする。

(事業協同組合の取扱い)

第7条 事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合で建設業法第3条(昭和24年法律第100号)の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。)の評価点等の算定については、第1条から第4条までの規定によるものとし、客観的事項については、これらの規定に定めるもののほか、次の各号によるものとする。

- 一 経営規模に係る評価点は、事業協同組合の各構成員(以下「各構成員」という。)が登録を希望する工事種類別年間平均完成工事高、自己資本額及び建設業に従事する職員数の和により算定する。
- 二 経営状況に係る評価点は、各構成員について算定した点数の平均値とする。
- 三 技術力に係る評価点は、各構成員が登録を希望する工事種類別技術職員数の和により算定する。
- 四 その他の項目に係る評価点は、各構成員について算定した点数の平均値とする。

附 則

- 1 この達は、平成9年4月1日から実施する。
- 2 審査の対象とする建設業者が、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国又は地域その他我が国に対して建設市場が開放的であると認められている国又は地域(以下「協定適用国等」という。)に主たる営業所を有する建設業者又は我が国に主たる営業所を有する建設業者のうち協定適用国等に主たる営業所を有する者が当該建設業者の資本金の額の2分の1以上を出資しているもの(以下「外国建設業者」という。)である場合における第2条第1項第3号並びに同項第4号イ、ロ、へ及びトの規定の適用については、当分の間、当該各規定にかかわらず、それぞれ次に定めるところによる。
 - ① 第2条第1項第3号の規定の適用については、同号イ中「ハ(1)に掲げる者の数」とあるのは「ハ(1)に掲げる者の数及び告示附則ニの1の規定により第二の三の1の(一)に掲げる者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者の数の合計数」と、「ハ(2)に掲げる者の数」とあるのは「ハ(2)に掲げる者の数及び告示附則ニの1の規定により告示第二の三の1の(二)に掲げる者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者の合計数」と、「ハ(3)に掲げる者の数」とあるのは「ハ(3)に掲げる者の数及び告示附則ニの1の規定により告示第二の三の1の(三)に掲げる者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者の数の合計数」と、「ハ(4)に掲げる者の数」とあるのは「ハ(4)に掲げる者の数及び告示附則ニの1の規定により告示第二の三の1の(四)に掲げる者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者の数の合計数」と、「ハ(5)に掲げる者の数」とあるのは「ハ(5)に掲げる者の数及び告示附則ニの1の規定により告示第二の三の1の(五)に掲げる者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者の数の合計数」とする。
 - ② 第2条第1項第4号イの規定の適用については、別記2中「あり」とあるのは「あり(告示附則ニの2の規定により国土交通大臣が認定した場合における当該認定した項目を含む。)」とする。
 - ③ 第2条第1項第4号ロの規定の適用については、同号ロ中「営業年数」とあるのは「営業年数及び告示附則ニの3の規定により国土交通大臣が認定したものの合計年数」とする。
 - ④ 第2条第1項第4号へへの適用については、別表10中「会計監査人の設置」及び「会計参与の設置」とあるのは「会計監査人の設置又は告示附則ニの4の規定により国土交通大臣が認定した措置」及び「会計参与の設置又は告示附則ニの4の規定により国土交通大臣が認定した措置」と、「書類の提出」とあるのは「書類の提出又は告示附則ニの4の規定により国土交通大臣が認定した措置」とする。
 - ⑤ 第2条第1項第4号へへの適用については、別表第11中「建設工事有資格業者認定要領第4条第1項第1号ニ(5)②aに定める者」とあるのは「建設工事有資格業者認定要領第4条第1項第1号ニ(5)②aに定める者及び告示附則ニの5の規定により告示第二の四の5

の（二）のイに掲げる者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者」と、「同号ニ（５）②bに定める者」とあるのは「同号ニ（５）②b掲げる者及び告示附則二の五の規定により告示第二の四の五の（二）のロに掲げる者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者」とする。

- ⑥ 第２条第１項第４号トの適用については、別表１２中「平均研究開発費の額」とあるのは「平均研究開発費の額及び告示附則二の六の規定によりこれと同等のものとして国土交通大臣が認定した額」とする。

附 則

この達は、平成１１・１２年度有資格業者名簿に係るものから実施する。

附 則

この達は、平成１３年４月１日から実施する。

附 則

この達は、平成１５・１６年度有資格業者名簿に係るものから実施する。

附 則

この達は、平成１７・１８年度有資格業者名簿に係るものから実施する。

附 則

この達は、平成１９・２０年度有資格業者名簿に係るものから実施する。

附 則

この達は、平成２３年１月１３日から実施する。

附 則

この達は、平成２３年４月１日から実施する。

附 則

- １ この達は、平成２４年１２月１２日から実施する。

- ２ この達の実施前に平成２５年３月３１日を有効期限とする一般競争（指名競争）参加資格に関してした手続については、この達の実施後は、この達による改正後の工事認定要領、工事算定要領、測量等認定要領、物品等事務処理要領及び物品等認定要領の相当規定によってしたものとみなす。

附 則

この達は、平成３１年４月１日から実施する。

別表 2

自己資本額		点数 (X 2.1)
3,000億円以上		2,114
2,500億円以上	3,000億円未満	$63 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,736$
2,000億円以上	2,500億円未満	$73 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,686$
1,500億円以上	2,000億円未満	$91 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,614$
1,200億円以上	1,500億円未満	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000,000 + 1,557$
1,000億円以上	1,200億円未満	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,503$
800億円以上	1,000億円未満	$61 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,463$
600億円以上	800億円未満	$75 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,407$
500億円以上	600億円未満	$46 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,356$
400億円以上	500億円未満	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,321$
300億円以上	400億円未満	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,269$
250億円以上	300億円未満	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,233$
200億円以上	250億円未満	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,193$
150億円以上	200億円未満	$57 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,153$
120億円以上	150億円未満	$42 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000,000 + 1,114$
100億円以上	120億円未満	$33 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,084$
80億円以上	100億円未満	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,054$
60億円以上	80億円未満	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,022$
50億円以上	60億円未満	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 989$
40億円以上	50億円未満	$34 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 964$
30億円以上	40億円未満	$41 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 936$
25億円以上	30億円未満	$25 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 909$
20億円以上	25億円未満	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 889$
15億円以上	20億円未満	$36 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 861$
12億円以上	15億円未満	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 300,000 + 834$
10億円以上	12億円未満	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 816$
8億円以上	10億円未満	$24 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 801$
6億円以上	8億円未満	$30 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 777$
5億円以上	6億円未満	$18 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 759$
4億円以上	5億円未満	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 744$
3億円以上	4億円未満	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 720$
2億5,000万円以上	3億円未満	$15 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 711$
2億円以上	2億5,000万円未満	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 691$
1億5,000万円以上	2億円未満	$23 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 675$
1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000 + 664$
1億円以上	1億2,000万円未満	$13 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 650$
8,000万円以上	1億円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 635$
6,000万円以上	8,000万円未満	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 623$
5,000万円以上	6,000万円未満	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 614$
4,000万円以上	5,000万円未満	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 599$
3,000万円以上	4,000万円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 591$
2,500万円以上	3,000万円未満	$10 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 579$
2,000万円以上	2,500万円未満	$12 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 569$
1,500万円以上	2,000万円未満	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 561$
1,200万円以上	1,500万円未満	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000 + 548$
1,000万円以上	1,200万円未満	$8 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000 + 544$
	1,000万円未満	$223 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 361$

別表 3

平均利益額		点数 (X 2 ²)
300億円以上		2,447
250億円以上	300億円未満	$134 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,643$
200億円以上	250億円未満	$151 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,558$
150億円以上	200億円未満	$175 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,462$
120億円以上	150億円未満	$123 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000,000 + 1,372$
100億円以上	120億円未満	$93 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,306$
80億円以上	100億円未満	$104 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,251$
60億円以上	80億円未満	$122 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,179$
50億円以上	60億円未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,125$
40億円以上	50億円未満	$79 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,080$
30億円以上	40億円未満	$92 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,028$
25億円以上	30億円未満	$54 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 980$
20億円以上	25億円未満	$60 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 950$
15億円以上	20億円未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 910$
12億円以上	15億円未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 300,000 + 880$
10億円以上	12億円未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 850$
8億円以上	10億円未満	$42 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 825$
6億円以上	8億円未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 801$
5億円以上	6億円未満	$28 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 777$
4億円以上	5億円未満	$32 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 757$
3億円以上	4億円未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 737$
2億5,000万円以上	3億円未満	$21 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 722$
2億円以上	2億5,000万円未満	$24 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 707$
1億5,000万円以上	2億円未満	$27 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 695$
1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	$20 \times (\text{平均利益額}) \div 30,000 + 676$
1億円以上	1億2,000万円未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 666$
8,000万円以上	1億円未満	$16 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 661$
6,000万円以上	8,000万円未満	$19 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 649$
5,000万円以上	6,000万円未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
4,000万円以上	5,000万円未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
3,000万円以上	4,000万円未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 622$
2,500万円以上	3,000万円未満	$8 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 619$
2,000万円以上	2,500万円未満	$10 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 609$
1,500万円以上	2,000万円未満	$11 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 605$
1,200万円以上	1,500万円未満	$7 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000 + 603$
1,000万円以上	1,200万円未満	$6 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000 + 595$
	1,000万円未満	$78 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 547$

別表 4

技術職員数値		点数 (Z ₁)
15,500以上		2,335
11,930以上	15,500未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 3,570 + 2,065$
9,180以上	11,930未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,750 + 1,998$
7,060以上	9,180未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,120 + 1,939$
5,430以上	7,060未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,630 + 1,876$
4,180以上	5,430未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,250 + 1,808$
3,210以上	4,180未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 970 + 1,747$
2,470以上	3,210未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 740 + 1,686$
1,900以上	2,470未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 570 + 1,624$
1,460以上	1,900未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 440 + 1,558$
1,130以上	1,460未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 330 + 1,488$
870以上	1,130未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 260 + 1,434$
670以上	870未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 200 + 1,367$
510以上	670未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 160 + 1,318$
390以上	510未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 120 + 1,247$
300以上	390未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 90 + 1,183$
230以上	300未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 70 + 1,119$
180以上	230未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 50 + 1,040$
140以上	180未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 40 + 984$
110以上	140未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 30 + 907$
85以上	110未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 25 + 860$
65以上	85未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 20 + 810$
50以上	65未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 15 + 742$
40以上	50未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$
30以上	40未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$
20以上	30未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 636$
15以上	20未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 508$
10以上	15未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 511$
5以上	10未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 509$
	5未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 510$

別表 5

年間平均元請完成工事高	点数 (Z ₂)
1,000億円以上	2,865
800億円以上 1,000億円未満	$119 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,270$
600億円以上 800億円未満	$145 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,166$
500億円以上 600億円未満	$87 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 2,079$
400億円以上 500億円未満	$104 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,994$
300億円以上 400億円未満	$126 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,906$
250億円以上 300億円未満	$76 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,828$
200億円以上 250億円未満	$90 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,758$
150億円以上 200億円未満	$110 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,678$
120億円以上 150億円未満	$81 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,603$
100億円以上 120億円未満	$63 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,549$
80億円以上 100億円未満	$75 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,489$
60億円以上 80億円未満	$92 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,421$
50億円以上 60億円未満	$55 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,367$
40億円以上 50億円未満	$66 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,312$
30億円以上 40億円未満	$79 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,260$
25億円以上 30億円未満	$48 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,209$
20億円以上 25億円未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,164$
15億円以上 20億円未満	$70 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,112$
12億円以上 15億円未満	$50 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 300,000 + 1,072$
10億円以上 12億円未満	$41 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 1,026$
8億円以上 10億円未満	$47 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 996$
6億円以上 8億円未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 956$
5億円以上 6億円未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 911$
4億円以上 5億円未満	$40 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 891$
3億円以上 4億円未満	$51 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 847$
2億5,000万円以上 3億円未満	$30 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 820$
2億円以上 2億5,000万円未満	$35 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 795$
1億5,000万円以上 2億円未満	$45 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 755$
1億2,000万円以上 1億5,000万円未満	$32 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 30,000 + 730$
1億円以上 1億2,000万円未満	$26 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 702$
8,000万円以上 1億円未満	$29 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 687$
6,000万円以上 8,000万円未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 659$
5,000万円以上 6,000万円未満	$22 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 635$
4,000万円以上 5,000万円未満	$27 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 610$
3,000万円以上 4,000万円未満	$31 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 594$
2,500万円以上 3,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 573$
2,000万円以上 2,500万円未満	$23 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 553$
1,500万円以上 2,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 533$
1,200万円以上 1,500万円未満	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000 + 522$
1,000万円以上 1,200万円未満	$16 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000 + 502$
1,000万円未満	$341 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 241$

別表 6

営業年数	点数 (W ₂)	営業年数	点数 (W ₂)	営業年数	点数 (W ₂)
35年以上	60	21年	32	7年	4
34年	58	20年	30	6年	2
33年	56	19年	28	5年以下	0
32年	54	18年	26		
31年	52	17年	24		
30年	50	16年	22		
29年	48	15年	20		
28年	46	14年	18		
27年	44	13年	16		
26年	42	12年	14		
25年	40	11年	12		
24年	38	10年	10		
23年	36	9年	8		
22年	34	8年	6		

別表 7

民事再生法又は会社更生法の適用の有無	点数 (W ₃)
無	0
有	-60

別表 8

防災協定締結の有無	点数 (W ₄)
有	20
無	0

別表 9

法令遵守の状況	点数 (W ₅)
無	0
建設業法第 28 条の規程による指示をされた場合	-15
建設業法第 28 条の規程による営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合	-30

別表 10

監査の受審状況	点数 (W ₆₁)
会計監査人の設置	20
会計参与の設置	10
経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	2
無	0

別表 1 1

点数 (W _{5.2}) (年間平均完成工事高)	10	8	6
	600 億円以上	13.6 以上	10.8 以上 13.6 未満
150 億円以上 600 億円未満	8.8 以上	6.8 以上 8.8 未満	4.8 以上 6.8 未満
40 億円以上 150 億円未満	4.4 以上	3.2 以上 4.4 未満	2.4 以上 3.2 未満
10 億円以上 40 億円未満	2.4 以上	1.6 以上 2.4 未満	1.2 以上 1.6 未満
1 億円以上 10 億円未満	1.2 以上	0.8 以上 1.2 未満	0.4 以上 0.8 未満
1 億円未満	0.4 以上	—	—

点数 (W _{6.2}) (年間平均完成工事高)	4	2	0
	600 億円以上	5.2 以上 7.2 未満	2.8 以上 5.2 未満
150 億円以上 600 億円未満	2.8 以上 4.8 未満	1.6 以上 2.8 未満	1.6 未満
40 億円以上 150 億円未満	1.2 以上 2.4 未満	0.8 以上 1.2 未満	0.8 未満
10 億円以上 40 億円未満	0.8 以上 1.2 未満	0.4 以上 0.8 未満	0.4 未満
1 億円以上 10 億円未満	—	—	0
1 億円未満	—	—	0

(年間平均完成工事高) に応じ、次の式により求めた数値により求める。

$$\text{建設工事有資格業者認定要領第 4 条第 1 項第 1 号ニ (5) ② a に定める者の数} + \text{同号ニ (5) ② b に定める者の数} \times \frac{4}{10}$$

別表 1 2

平均研究開発費の額		点数 (W ₇)
1 0 0 億円以上		2 5
7 5 円以上	1 0 0 億円未満	2 4
5 0 億円以上	7 5 億円未満	2 3
3 0 億円以上	5 0 億円未満	2 2
2 0 億円以上	3 0 億円未満	2 1
1 9 億円以上	2 0 億円未満	2 0
1 8 億円以上	1 9 億円未満	1 9
1 7 億円以上	1 8 億円未満	1 8
1 6 億円以上	1 7 億円未満	1 7
1 5 億円以上	1 6 億円未満	1 6
1 4 億円以上	1 5 億円未満	1 5
1 3 億円以上	1 4 億円未満	1 4
1 2 億円以上	1 3 億円未満	1 3
1 1 億円以上	1 2 億円未満	1 2
1 0 億円以上	1 0 億円未満	1 1
9 億円以上	1 0 億円未満	1 0
8 億円以上	9 億円未満	9
7 億円以上	8 億円未満	8
6 億円以上	7 億円未満	7
5 億円以上	6 億円未満	6
4 億円以上	5 億円未満	5
3 億円以上	4 億円未満	4
2 億円以上	3 億円未満	3
1 億円以上	2 億円未満	2
5 0 0 0 万円以上	1 億円未満	1
5, 0 0 0 万円未満		0

別表 1 3

建設機械の所有及びリース台数	点数 (W ₈)
15 台以上	15
14 台	15
13 台	14
12 台	14
11 台	13
10 台	13
9 台	12
8 台	12
7 台	11
6 台	10
5 台	9
4 台	8
3 台	7
2 台	6
1 台	5
0 台	0

別表 1 4

国際標準化機構が定めた規格による登録状況	点数 (W ₉)
第 9 0 0 1 号及び第 1 4 0 0 1 号の登録	10
第 9 0 0 1 号の登録	5
第 1 4 0 0 1 号の登録	5
無	0

別表 1 5

若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況	点数 (W ₉)
15%以上	1
15%未満	0

別表 1 6

若年新規技術職員の育成及び確保の状況	点数 (W ₉)
1%以上	1
1%未満	0

別記1

〔経営状況に係る評価点 (Y)〕

$$\text{経営状況に係る評価点 (Y)} = 167.3 \times A + 583$$

$$A = -0.4650 \times a_1 - 0.0508 \times a_2 + 0.0264 \times a_3 + 0.0277 \times a_4 + 0.0011 \times a_5 + 0.0089 \times a_6 + 0.0818 \times a_7 + 0.0172 \times a_8 + 0.1906$$

- a₁… 純支払利息比率
- a₂… 負債回転期間
- a₃… 総資本売上総利益率
- a₄… 売上高経常利益率
- a₅… 自己資本対固定資産比率
- a₆… 自己資本比率
- a₇… 営業キャッシュ・フロー
- a₈… 利益剰余金

別記2

〔労働福祉の状況に係る評価点 (W₁)〕

$$W_1 = \text{加点項目} \times 15 - \text{減点項目} \times 40$$

加点項目	<ul style="list-style-type: none"> ① 建設業退職金共済制度加入あり ② 退職一時金制度導入あり ③ 法定外労働災害補償制度加入あり
減点項目	<ul style="list-style-type: none"> ① 雇用保険加入なし ② 健康保険加入なし ③ 厚生年金保険加入なし